

府中町立中学校第三者委員会の答申について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成 28 年 11 月 11 日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

府中町立 [REDACTED] 中学校男子生徒の自死に係る
調査・検討について（答申）

—概要版—

府中町学校運営等についての調査検討委員会

平成 28 年 11 月 3 日

1. 調査検討委員会の設置

(1) 事案発生

平成 27 (2015) 年 12 月 8 日 (火)、広島県安芸郡府中町の町立中学校 (以下「本件中学校」という。) の 3 年生男子生徒 (以下「当該生徒」という。) が自ら命を絶った。

本件中学校では、3 年生の高校受験について、従来は慣例として、3 年時に問題行動・触法行為があった生徒について推薦・専願を認めていなかった。しかし平成 27 年度は、11 月 20 日の校務運営会において推薦・専願基準の運用変更を決定し、1 年時まで遡って問題行動・触法行為があった生徒について推薦・専願を認めないこととした。当該生徒の 3 年時の担任は、11 月中旬から、当該生徒に対し、1 年時に万引きを行ったために専願が難しいかもしれない旨を話した。そして、12 月 1 日～3 日の進路査定会議 (志望校の可否の可能性や推薦・専願希望者が基準を満たしているか等を判定する会議) を経て、12 月 4 日に、担任は当該生徒が私立高校受験で志望していた高校の専願は認められないことを本人に伝えた。しかし当該生徒は、三者懇談会が行われる前日まで、保護者にそのことを話さなかった。12 月 8 日の三者懇談会は夕刻から行われ、両親は学校に出向いたが、当該生徒はその場に姿を見せなかった。担任は両親に対し、当該生徒が 1 年時 (平成 25 年 10 月 6 日) に万引きをしているので専願は認められない旨を伝えた。その後、自宅に戻った父親が、自死を図った当該生徒を発見、病院に搬送されたが、同日、死亡が確認された。

12 月 8 日本件中学校はプロジェクトチームを立ち上げ、当面の対応と原因究明の調査を開始した。12 月 9 日には臨時学校朝会を開催、遺族の要望により校長は「急性心不全で亡くなった」と説明した。また同日に第 1 回校内いじめ防止委員会を開き、いじめアンケートの点検等を行ったが、当該生徒に対するいじめの記述はなかった。

12 月 10 日、1 年時の万引き事案について、事実誤認があり、当該生徒は学校が示した万引きに関係していないことが判明、12 月 11 日に、府中町教育委員会教育長と校長が父親に事実誤認があったことを報告し謝罪した。

12 月 12 日、弔問した教頭・担任に対し、遺族から、事実誤認の経緯について精査し報告してほしいとの要望があった。本件中学校は、12 月 14 日以降、調査及び報告書の項目・内容について検討を開始し、平成 28 (2016) 年 1 月 4 日に学校改善プロジェクトチームを発足させ、報告書の検討を進めた。そして、1 月 23 日に調査報告 (第一次) を遺族に提示、2 月 29 日に最終の報告書 (以下「中学校報告書」という。) をまとめた。

(2) 調査検討委員会設置

府中町教育委員会は、2 月 9 日に教委訓令第 1 号「府中町学校運営等についての調査検討委員会設置要綱」 (以下「設置要綱」という。) を定め、「府中町学校運営等についての調査検討委員会」 (以下「調査検討委員会」という。) による調査・検証を進めることを決定した。

3 月 8 日には、府中町教育委員会が記者会見を行い、本事案が自死案件であること、また、事実誤認があったことを明らかにした。さらに 3 月 9 日には、府中町のホームページに教育長による「府中町立 [] 中学校男子生徒に係る事実誤認に基づく指導について」が掲載され、男子生徒が自ら命を絶ったこと、誤った記録に基づき専願での受験を認めな

い指導がなされていたことを明らかにした。

文部科学省「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめ（以下「タスクフォース中間取りまとめ」という。）では、府中町教育委員会における要改善事項として、

- ① 学校と連携・協力・情報共有を緊密に行う体制の確立
- ② 学校に対する指導、助言、援助を徹底できる体制の確立

が示された。

府中町教育委員会は、設置要綱施行以降、調査検討委員会の委員の人選を進め、以下の5名に依頼を行った。

阿形 恒秀	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
川崎 友嗣	関西大学社会学部 教授
古賀 一博	広島大学大学院教育学研究科 教授
中田 憲悟	はばたき法律事務所 所長 弁護士
村上 雅彦	広島ファミリールーム 所長 臨床心理士

そして、5名の承諾を受け、3月31日に第1回調査検討委員会が開催され、設置要綱第4条に基づき、互選により古賀一博が委員長に、阿形恒秀が副委員長に選出された。

（3）調査検討委員会の任務と権限

2月9日に施行された設置要綱では、第三者委員会の名称は「府中町学校運営等についての調査検討委員会」とされ、第2条に所掌事務として、以下の4点について調査・審議し答申することがあげられている。

- （1）学校運営上の重大な課題が発生した背景及び原因について
- （2）学校運営上の重大な課題に関し、解決のために講ずべき措置について
- （3）学校運営上の重大な課題に関する、学校及び教育委員会の対応について
- （4）その他教育委員会が必要と認めること

しかしながら、設置要綱が定められた段階では、本事案が自死であることや事実誤認があったことはまだ公表されていなかったため、「学校運営上の重大な課題」という抽象的な表現にとどめざるを得ない状況があった。

その後3月7日に、自死事案であること、事実誤認に基づく指導があったこと等が公になった。そして、3月31日に開催された第1回調査検討委員会で、設置要綱第2条の規定により、高杉教育長から以下の4点が諮問された。本調査検討委員会の具体的な任務・権限は、この4点に集約される。

1. 自死の背景及び原因について
 - ・ 事実誤認に基づく進路指導について
 - ・ 本件中学校の学校運営体制について
2. 府中町教育委員会及び本件中学校の対応について

3. 再発防止について
4. その他調査検討委員会が必要と認める事項について

なお、このような任務・権限に基づく本調査検討委員会の調査は、あくまでも関係者の任意の協力によるものであり、強制力の裏づけに基づく職権調査によるものではない。また、民事訴訟のような対立当事者構造の下での証拠に基づく事実認定をなすものでもない。したがって、調査検討委員会は、法的な責任原因（故意・過失の有無、安全配慮義務違反の有無）や、様々な原因事実と自死という結果との法的な因果関係の有無といった法的評価をすることはできないし、またそれを任務とするものでもない。調査検討委員会の重要な任務は、自死という重大な結果に関する背景・原因の分析に基づく再発防止策の提言であると考へ、我々は調査検討に取り組んだ。

(4) 調査検討委員会の活動

a) 会議

調査検討委員会は、3月31日（木）の第1回会議以降、以下の日程で会議を重ねた。

3月31日（木）	第1回委員会	教育長からの諮問、委員長・副委員長選出
4月14日（木）	第2回委員会	聴き取り調査①、協議
4月24日（日）	第3回委員会	聴き取り調査②、協議
5月2日（月）	第4回委員会	聴き取り調査③、協議
5月8日（日）	第5回委員会	聴き取り調査④、協議
5月20日（金）	第6回委員会	聴き取り調査⑤、協議
5月30日（月）	第7回委員会	聴き取り調査⑥、協議
6月5日（日）	第8回委員会	聴き取り調査⑦、協議
6月17日（金）	第9回委員会	聴き取り調査⑧、協議
6月24日（金）	第10回委員会	聴き取り調査⑨、協議
7月1日（金）	第11回委員会	聴き取り調査⑩、協議
7月8日（金）	第12回委員会	聴き取り調査⑪、協議
7月16日（土）	第13回委員会	聴き取り調査⑫、協議
7月18日（月）	第14回委員会	聴き取り調査⑬、協議
7月30日（土）		聴き取り調査⑭
8月4日（木）	第15回委員会	聴き取り調査⑮、協議
8月12日（金）	第16回委員会	聴き取り調査⑯、協議
8月28日（日）	第17回委員会	聴き取り調査⑰、協議
9月4日（日）	第18回委員会	協議
9月15日（木）	第19回委員会	協議
9月20日（火）	第20回委員会	協議
10月5日（水）	第21回委員会	聴き取り調査⑱、協議
10月10日（月）	第22回委員会	協議
10月17日（月）	第23回委員会	協議

10月30日(日)	第24回委員会	協議
11月3日(木)	第25回委員会	教育長へ答申

b) アンケート調査

アンケート調査は、記名回答式で郵送により実施した。本件中学校の関係生徒を対象として、アンケート用紙を5月9日に発送し、投函は5月31日までとした。回収は私書箱を設けて、調査検討委員会委員長が直接開封した。発送は239通で、返信総数は83通、うち無回答が22通、有回答が61通であった。質問項目は以下の3点とした。

- 1) 昨年12月に亡くなられた男子生徒さんについて、進路に関して、あるいはその他どんなことに関してでも結構ですので、男子生徒さんが悩んでおられたり、困っておられたりしたことをご存知でしたら、時期や内容についてできるだけ具体的に詳しくご記入ください。
 《直接、見たり聞いたりされたこと》
 《友人などから聞かれたこと》
- 2) ██████████ 中学校の進路指導に関して、あるいはその他の指導に関して、感じられたことやご意見がありましたら、ご記入ください。
- 3) 私たち第三者委員会の調査検討活動について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

なお、アンケート調査の回答は「生徒さんご自身にご記入いただくか、生徒さんの話を聞いていただいて保護者の方でご記入くださいますようお願いいたします」と依頼した。したがって、回答は生徒自身が記入したものと保護者が記入したものが混在している。

c) 聴き取り調査

聴き取り調査は、当該生徒の両親及び代理人と3回、本件中学校の教職員（校長・教頭・関係教職員）のべ17名、府中町教育委員会事務局の本事案担当者1名、広島県教育委員会事務局の本事案担当者2名、当該生徒と関係の深かった生徒4名、学校から提供のあった情報やアンケート調査の内容から聴き取り調査が必要であると調査検討委員会として判断した保護者7名、塾の指導者1名を対象に以下の通り実施した。

4月14日(木)	聴き取り調査①	両親、代理人
4月24日(日)	聴き取り調査②	両親、代理人
5月2日(月)	聴き取り調査③	教職員5名
5月8日(日)	聴き取り調査④	教職員4名
5月20日(金)	聴き取り調査⑤	教職員1名
5月30日(月)	聴き取り調査⑥	教職員2名
6月5日(日)	聴き取り調査⑦	教職員1名、教育委員会関係者1名
6月17日(金)	聴き取り調査⑧	教職員3名
6月24日(金)	聴き取り調査⑨	教職員1名
7月1日(金)	聴き取り調査⑩	保護者2名
7月8日(金)	聴き取り調査⑪	保護者2名

7月16日(土)	聴き取り調査 ⑫	塾の指導者1名、生徒1名
7月18日(月)	聴き取り調査 ⑬	生徒1名
7月30日(土)	聴き取り調査 ⑭	生徒1名
8月4日(木)	聴き取り調査 ⑮	保護者2名
8月12日(金)	聴き取り調査 ⑯	教育委員会関係者2名
8月28日(日)	聴き取り調査 ⑰	生徒1名、保護者1名
10月5日(水)	聴き取り調査 ⑱	両親、代理人

2. 自死の背景

他の多くの事例でもそうであるが、一般的に自死の原因を特定することは極めて困難である。

本件は、翌年に入試を控えた12月初旬、高校進学に関する進路指導がなされている最中に発生した事案である。したがって、自死の要因の一つであり、きっかけとなったのは、推薦・専願基準の運用変更によって、当該生徒が志望する高校の専願受験が認められなかったことであると考えられる。このことは、3つの点で当該生徒に動揺を与えたと考えられる。第一に、唐突な進路指導の変更によって驚き・戸惑いを感じ、第二に、自分なりのプランが崩れることに衝撃を受け不安を抱き、第三に、期待してくれていると感じている親に対して、専願を受けられなくなったことをどのように伝えればよいのかという苦悩が生じたのではないがと思われる。

これに加えて、当該生徒と教員との間に双方向の日常的な信頼関係が十分に構築されておらず、1年時の触法行為の確認の際に担任との間で適切なコミュニケーションが成立しなかった（当該生徒が否定・反論・相談できなかった）こと、さらには学校が共感的・支援的なサポートを行わなかったことも自死要因の一つであるというのが調査検討委員会の見解である。

また、当該生徒のパーソナリティの特性から、家族や親しい友人にも苦悩や自死を疑わせるような会話や発言は一切行っておらず、周囲は誰も気づくことがなく、自死を阻止する対応ができなかった。

以上のように、複数の要因を背景として、残念ながら自死に至ったと考えられる。

3. 学校の対応の問題点

(1) 基本的な問題点

本件中学校の学校運営に関しては、組織的な生徒指導・進路指導の欠如という点で大きな課題があり、それが「万引きの事実誤認」を生み出すことにもつながった。また、学年団の合意形成が十分ではなく、進路指導に関する教員の姿勢の不一致が、当該生徒に対する事実確認の曖昧さにも結びついた。

また、進路指導においては、「出口指導」「輪切り指導」に偏重する傾向が散見され、生徒一人一人に寄り添った進路指導が十分ではなく、生徒指導においても、「荒れ」の克服に囚われるあまり強権的・抑圧的な指導に陥り、生徒との信頼関係を丁寧に築いていく姿勢が不十分だった。

さらに、3年生の11月の段階で行われた高校受験に関する推薦・専願基準の運用変更は、「少年法の理念の無理解」、「不利益処分 of 遡及適用」、「基準の周知並びに基準の運用変更の周知欠如」、「他校生徒との不公平性」という諸点で問題があった。

(2) 学校運営に係る問題点

a) 組織経営に係る問題

組織経営に係る問題としては、以下の諸点がある。

- ア、学校経営における校長のリーダーシップが十分に発揮されず、学校全体としての組織的対応が的確に行われていなかったこと
- イ、進路指導主事の配置はあるものの、組織的な進路指導体制の構築とその運用がなされていなかったこと
- ウ、当該学年団の意思決定において、特定構成員の意見が過度に影響を及ぼし、構成員間での合意形成や同僚性・協働性が十分に確保できていなかったこと

b) 情報管理に係る問題

「タスクフォース中間取りまとめ」や「中学校報告書」にも記されているように、情報管理に係る問題としては、以下の諸点が指摘できる。

- ・万引きが行われた事実について、学校と保護者・生徒等との間で速やかな確認、事後指導が行われなかったこと
- ・生徒指導推進委員会の資料において万引きの記録を行う際、個人名が口頭のみで伝達され、名前が取り違えられて記録されたこと
- ・生徒指導推進委員会でミスが発覚し、訂正する機会があったにもかかわらず、必要な訂正が行われなかったこと
- ・生徒指導推進委員会や教員による進路指導に係る記録の作成、保存などが不適切であったこと
- ・管理職、生徒指導主事への報告・連絡・相談の体制がなかったこと
- ・問題行動の記録・整理及び生徒指導推進委員会資料の作成担当が決められていなかったこと
- ・会議記録がなかったこと

c) 進路指導に係る教育的姿勢の問題

中学校における進路指導は、高校受験に失敗し高校に進学できない「高校浪人」を出すわけにはいかないという責任感・重圧の中で進められるため、しばしば「出口指導」「輪切り指導」に陥る傾向がある。本事案の背景に、本来的な進路指導の意義を見失った「出口指導」「輪切り指導」があった。この行き過ぎた「出口指導」「輪切り指導」の結果、生徒の目的意識・適性・意欲・自負心などへの配慮を欠いた心の通わない進路指導に陥っていた。

d) 生徒指導に係る教育的姿勢の問題

本件中学校の生徒指導においては、平成22年に文部科学省が示した「生徒指導提要」が求める「児童生徒理解」「共感的理解」「愛と信頼に基づく教育的関係」が軽視されていた。当該生徒の学年は、1年時に問題行動が多い学年であったため、学校は2年時から立て直しを図るが、その過程で、生徒の問題行動・触法行為への対応に囚われすぎ、生徒指導における児童生徒理解等の理念が軽視されるようになった。

さらに、生徒の問題行動に対する対応についても、生徒指導提要に記されている「児童生徒の人間性を信じること」「児童生徒及び保護者の理解を得ること」「児童生徒と家庭や学校との『絆』を強めること」が軽視されていた。そのような意味で、本件中学校における、問題生徒を帰宅させる指導や、推薦・専願に影響することをにおわせて問題行動の抑制を図る指導は、本来の生徒指導の理念から逸脱するものである。

(3) 推薦・専願基準の機械的・形式的運用の問題点

本件中学校の進路指導の在り方を検証すると、推薦・専願基準を機械的・形式的に運用したという問題点が見出せる。進路査定会議にあたっては、検討のための資料として、学習成績に加えて1年時以降の問題行動・触法行為の有無のデータが提供されている。しかし、問題行動・触法行為があった生徒について、個々に総合的な検討がなされた形跡はなく、該当する生徒は自動的に全員、推薦・専願不可となっている。当該生徒に関しても、教員は誰もが学習状況も生活状況も問題がない生徒だと認識しているにもかかわらず（事実誤認の問題は別として）1年時に万引きがあったから専願は認められないという決定を行っているわけで、これは基準の機械的・形式的な運用であり、生徒一人一人の状況を踏まえ総合的に判断するという教育的視点を欠いたものである。

(4) 推薦・専願基準の運用変更に係る問題点

a) 少年法の理念の無理解

刑法・少年法の理念を違法性と有責性という観点から考えると、14歳未満の者は違法性が認められる行為があったとしても有責性はないという判断から、福祉的要請に基づく保護処分が妥当とされる。このような理念を踏まえるならば、社会で「違法性あり」とされたことは学校においても「違法性あり」ととらえるべきではあるが、同様に社会で「有責性なし」とみなされるものは学校においても「有責性なし」とみなすべきである。しかしながら、本件中学校は、推薦・専願基準の運用変更により、社会では「有責性なし」とさ

れる14歳未満の生徒を含む1・2年時の生徒の触法行為を理由に、機械的・形式的に推薦・専願を認めないという不利益処分を課した。この点は、少年法の理念の無理解であり、問題である。

b) 不利益処分の遡及適用

推薦・専願基準の運用変更に係る問題点の二つ目は、不利益処分の遡及適用を行ったという点である。本件中学校においては、当該生徒たちが1年生だった平成25年度は、推薦・専願の基準として「1・2年時も含めて3年間触法行為がないこと」という要件は定められていなかった。したがって、当然のことながら、生徒・保護者、そして教員も、1年時に触法行為を犯した場合は2年後の高校受験の際に推薦・専願が不可となる不利益処分を受けることは想定していなかった。しかし、本件中学校は平成27年度の11月に基準の運用を変更し、当該学年の1年時に遡って不利益処分を行った。これは、「不利益処分の遡及適用」行為であり、問題である。

c) 基準の周知並びに基準の運用変更の周知欠如

推薦・専願基準の運用変更は、最終的には11月20日（金）の校務運営会において校長が決裁したが、年度途中の、しかも生徒・保護者にとって重要な関心事である推薦・専願をする生徒を決定する進路査定会議（12月1日～3日）の間際という時期での方針変更は、極めて遅すぎる不適切な対応である。さらに、同日に行われた第2回進路説明会（3年生生徒・保護者対象）においても、またこの日以降も、方針変更に係る説明は一切行われていない点も問題である。

d) 他校生徒との不公平性

1・2年時の触法行為を機械的に推薦・専願不可の判断材料とするような指導は、同じ府中町内のもう1つの中学校を含めて、他校では行われていない。本件中学校に入学した平成27年度の3年生のみが、基準の運用変更によって進路の選択権を狭められたのである。この点において、本件中学校における推薦・専願基準の運用変更の判断は、他の中学校の進路指導との平等性・公平性を欠く不適切なものであり、問題である。

(5) 教育委員会等の指導・助言に係る問題

府中町教育委員会は、本件中学校における生徒指導・進路指導が適切に行われることに対して一定の責任がある。しかしながら、今回の事案に係る生徒指導・進路指導の態様（推薦・専願基準の運用状況や不適切な進路指導の実態等）に関しては、必ずしも的確な情報把握がなされておらず、結果として、本件中学校の生徒指導・進路指導に対して、同町教育委員会の指導・助言、援助が十分に行われていなかった。

また、県教育委員会においても、県内市町教育委員会の活動状況を適切に把握しておく責務がある。県教育委員会が、本件中学校を「生徒指導集中対策指定校」として指定し、生徒指導に関する教員加配等の支援策を従来から講じてきた点は評価できるものの、その反面、本件中学校における不適切な生徒指導・進路指導の実態及びそれに対する町教育委員会の指導・助言状況について十分な把握認識がなされておらず、的確な指導・助言、支援策が提供されていなかった。

4. 再発防止に向けての提言

(1) 学校について

(前提条件)

○生徒指導・進路指導の理念の再確認

(禁止・管理の指導ではなく、理解・支援の指導へ)

○教員の人権意識の涵養

(生徒の人権の理念の再確認)

a) 組織的な学校運営体制の確立とその点検評価

校長の的確なリーダーシップの下で組織的な学校運営体制を確立し、校長以下全教職員が常にそのことを自覚し、その点検評価を行うこと。

b) 適切な学年経営の確立

学年団構成員全員の納得性と協力性の確保に留意しつつ、構成員のシナジー（協働作用）効果が見られるような学年経営を行うこと。

c) 適正な情報管理の徹底

校内の各種会議や生徒指導、進路指導上の重要な記録は、速やかに作成・保管するとともに、管理職及び担当主事等による記録の正誤等の確認が徹底できる体制を構築すること。

d) 推薦・専願基準とその運用プロセスの見直し

推薦・専願基準を見直し、その文言を明確化や適正化するとともに、同基準について生徒・保護者が十分に理解できる説明を行い、基準運用のルールを明確に定め、全教職員でそれを共有化すること。

e) 進路指導や生徒指導等に関する保護者・生徒との情報共有化の改善

推薦・専願基準等を含む進路指導や生徒指導上の重要な情報を保護者・生徒と適切に共有化するための基本的な方針を確立し、生徒指導・進路指導を改善すること。

f) 生徒指導の前提となる教員と生徒との信頼関係の確立

「生徒指導においては児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右する」という視点に立ち、「愛と信頼に基づく教育的関係」を点検確認して、必要な改善を行うこと。

g) 教育相談体制の充実

すべての教員が共感的姿勢で生徒・保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築すること。また、担任や顧問等に相談しづらい場合の窓口として、教育相談体制を充実させること。

h) キャリア教育の視点に立った進路指導

「出口指導」「輪切り指導」に陥ることなく、進路を「育てる」視点から、発達支援としてのキャリア教育の視点に立った進路指導を実現すること。

(2) 教育委員会について

a) 学校との情報共有化の促進及び学校への積極的な指導・助言体制の確立

町教育委員会は、校長や教職員と緊密に連携を図りながら、各学校の実態等について学校と恒常的に関係情報を共有し、必要に応じて速やかな指導・助言、援助を行うことができる体制を構築すること。特に、域内の学校間において著しく均衡を欠く状況が生じないよう、公教育の公平性の観点から留意すること。

b) 緊急な改善措置のための体制づくり

町教育委員会は、本件中学校において迅速な取り組みが進められるよう教育委員会内に必要な支援体制を整備するとともに、学校に対して即効性ある指導・助言、援助を徹底すること。

c) 教員のメンタルヘルスケアの充実

町教育委員会は、校長が教員の心身の健康状態をきめ細かく見極め適切な助言や援助を行っているかを把握し、必要な指導・助言、援助を行うこと。また、教員が相談できる既存の窓口が実際に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて相談窓口やサポート体制の制度改善を図ること。

d) 県教育委員会の指導・助言と支援体制の構築

県教育委員会は、県内全ての市町教育委員会と緊密に連携を図りながら、関係情報の共有化に努め、必要に応じて速やかな指導・助言、援助を行うことができる支援体制を構築すること。また、県内全域において著しく均衡を欠く状況が生じないよう適切な指導・助言、援助に努めること。

(3) 入試（専願）制度について

私立高校は専願の出願資格及び選抜方法を募集要項において明示するとともに、広島県の所轄部局においてもその点について検討し必要な指導助言を行うこと。また、教育委員会、私立学校所轄部局、国公私立の高校、中学校の関係者等による連絡協議を通して、本制度の改善に取り組むこと。